



転入者の住宅取得を支援します



若者定住促進事業【転入型】

栗原市では、若者世代の定住を促進するため、40歳以下の転入者が住宅を取得した場合、借入金の年末残高の5%（最大20万円）を3年間助成します。詳しくは、お問い合わせください。

対象者

次の要件を全て満たす方

- ①栗原市に転入した方のうち、申請日において3年未満の方
 - ②転入日前日から過去3年間または、1年を経過するまで前に、住宅を取得等（新築・購入・増改築）するための契約を結んだ方で、その契約日時点で40歳以下の方
 - ③令和9年3月31日までに、所有権保存登記または所有権移転登記を完了し、当該住宅に住所を有し、かつ居住している方
 - ④住宅取得に係る借入金の償還期間が10年以上の方
- ※転入者とは、転入前過去3年以内に栗原市に住民登録がない方です
※上記以外にも、税金の未納が無いなど、詳細な要件があります

助成内容

助成額：借入金の年末残高×5%

※助成額は、千円未満切り捨て。上限は年20万円です

助成期間：交付決定の年から3年間

申請方法

申請先：企画部企画課 定住戦略室（☎0228-22-1125）

または 各総合支所 市民サービス課

※申請書類は、申請先に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

申請期限：令和9年3月31日まで

